

2021年1月14日

関係者各位

株式会社伊藤喜三郎建築研究所
代表取締役社長 原 勇次



新型コロナウイルス感染症における緊急事態宣言の区域変更
(令和3年1月13日発出)に伴う当社対応について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

この度、政府によって新型コロナウイルス感染症における緊急事態宣言の区域が変更(令和3年1月13日発出)されたため、対象としております支店等を下記のように変更いたします。

お取引様や関係者の皆様と引き続き綿密なコミュニケーションを取りながら業務を遂行いたしますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

■対象

- ・本社、大阪支店、九州支店
※仙台支店は現状通りとするが、政府・自治体の動向により随時判断していく。

■実施時期

- ・1月8日(金)から2月7日(日)まで
(大阪支店、九州支店は1月14日(木)から)
※上記の期間とするが、緊急事態宣言が延長される場合はそれに従う。

■実施項目

- ・リモートワーク
週に2~3回のリモートワークを実施します。
- ・時差出勤
10:00~16:10のコアタイムによる時差出勤とします。
- ・Web会議
できる限りTeamsやZoom等によるリモート会議を実施します。
- ・感染予防対策
マスクの着用、ソーシャルディスタンスの徹底、手洗い、消毒の励行等。
また、当面は会食等も控えさせていただきます。

以上